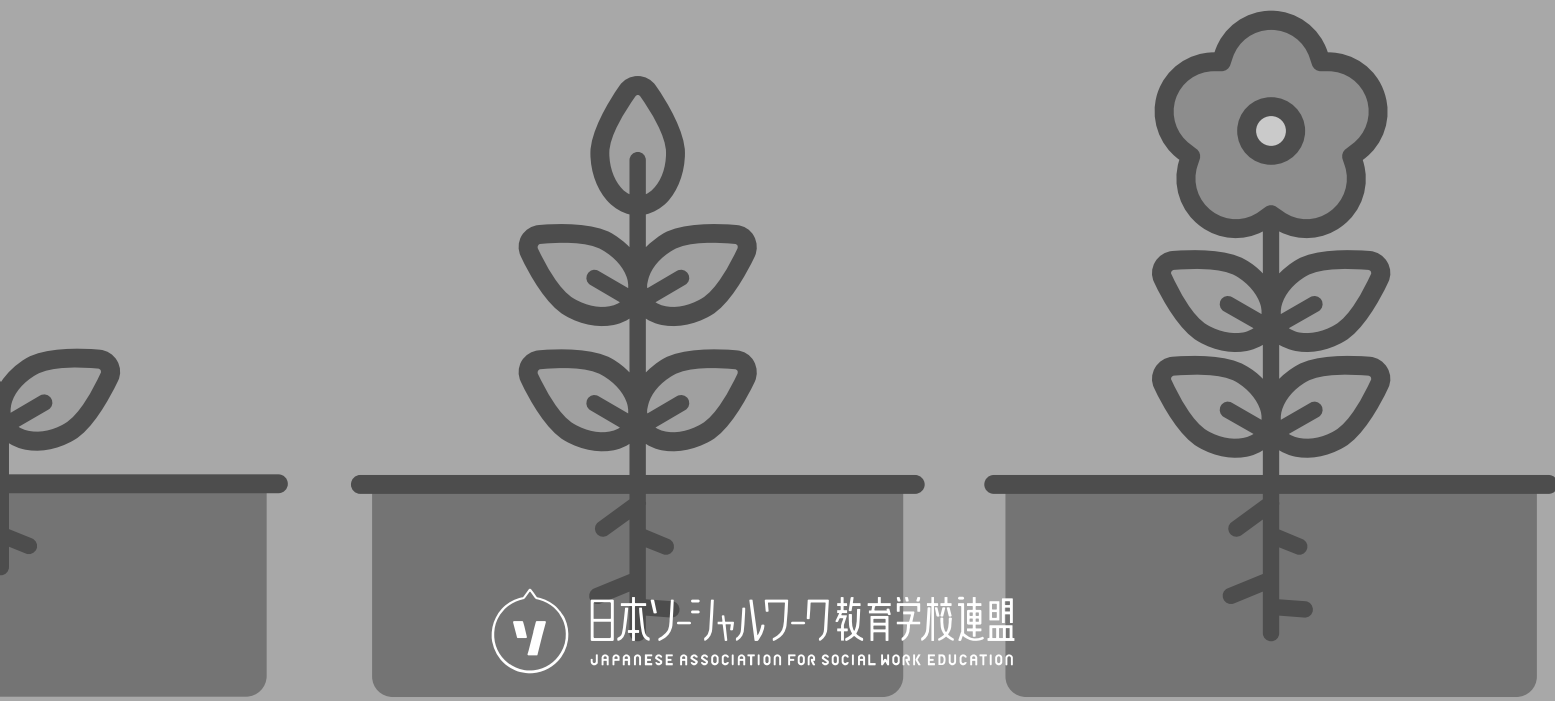




社会福祉法人と社会福祉士養成校のための 「既卒者」合格支援ガイドライン

～ 社会福祉法人・社会福祉士養成校の皆様へ ～

- 本連盟は、「地域共生社会」の実現に向け、ソーシャルワーク専門職の職能団体、事業者団体、ならびに国と連携し、その一翼を担う社会福祉士の質的・量的拡充を図るための課題のひとつとして、社会福祉士養成校を卒業して国家資格を取得していない者（以下、「既卒者」といいます。）の国家試験合格支援に重点的に取り組んでいます。
- 「既卒者」の多くが卒業・就職により出身校（社会福祉士養成校）を離れ、働きながら自主的に受験勉強を進めることとなります。そのため、個々の「既卒者」の受験には勤務先と出身校の両方のご理解とご支援が必要です。一方、より広域的・横断的な取り組みが必要な課題には、養成校の全国組織である本連盟がともに取り組むことが必要と考えています。
- このような考え方のもと、「既卒者」の合格支援を本連盟、社会福祉士養成校、また「既卒者」の主要な就職先である社会福祉法人の皆様の共通課題と捉え、これからの取り組みの視点や方向性をガイドラインとして集約しました。
- 突然のお願いではございますが、本ガイドラインをご一読いただき、趣旨・内容にご賛同いただけましたら、ぜひ本連盟とともに取り組みいただきますようお願い申し上げます。



このガイドラインにおける「既卒者」とは

このガイドラインにおける「既卒者」とは、

- ① 社会福祉士養成課程を修了し、社会福祉士国家試験の受験資格を保有しており、
- ② 過去に国家試験を1回以上受験したことがあるものの不合格であった方、または受験したことのない方で、
- ③ 国家試験合格をめざしている方

のことをいいます

本ガイドライン中、表やグラフの名称に☆印のあるものは、本連盟が2023年に行った国家資格取得支援調査の「社会福祉法人調査」、★印は「法人所属社会福祉士受験者調査」、◆印は「社会福祉士養成校調査」の結果です。

Chapter 1：「既卒者」の受験とその支援をめぐる状況

1-1. 「既卒者」の受験をめぐる状況について

ポイント

1. 養成校（出身校）から離れた環境・立場での自分に合った学習計画の立案、学習方法の確立が課題
2. 多くの「既卒者」が学習時間の確保、学習意欲の維持が難しいと感じています
3. 2024年度（第37回）社会福祉士国家試験から、2021年度より順次導入されてきた新しい社会福祉士養成カリキュラムの教育内容に基づく試験が開始されます

- 新卒の「既卒者」の場合、就職直後の1年間は新しい体験の連続であり、心身の負担も大きいことから、限られた余暇時間を受験勉強に当てることは難しいでしょう。また、卒業後の年数のいかに関わらず、多くの「既卒者」にとって、ひとりで学習への意欲を高め、学習時間を確保していくことは難しいと推察されます。
- 本連盟が実施した『国家資格取得支援調査』（令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業）では、回答者の約9割が「学習時間の確保」と「学習意欲の維持」が難しいと回答しています。（※社会福祉法人で働く「既卒者」約340人）
- また、在学中のように日常的な教員の指導・支援がなく、ともに受験勉強に取り組む仲間が身近にいない場合も多いため、自分の環境・生活にあった学習方法を探り、国家試験日に向けて自分で学習のペースを作っていくことも合格に向けた課題となります。
- 最近では、受験勉強の経験に乏しい学生も多く、自ら学習の計画を立て、試験日に向けて学習を進めるための基本的な学習方法から教える必要がある場合も少なくありません。一口に既卒者と言っても、受験勉強に関する知識や経験、職場や家族からの支援の厚さ、試験への慣れの程度は多様です。
- 「既卒者」の学習支援は、このようなことも念頭に置き、実施していく必要があると考えます。
- なお、2024年度の第37回社会福祉士国家試験より、いわゆる新カリキュラムに基づく試験が開始されます。そのため、それ以前に養成課程を修了した既卒者は、自分が修了した養成課程の科目と、国家試験の出題科目の一部に差異が生じます。該当する既卒者は、このことも意識して必要な情報を集め、受験勉強に取り組む必要があります。

【参考】既卒者の就職先、国家試験合格率

厚生労働省報道発表資料より本連盟が作成

	新卒	既卒	全体
第36回（2024年2月）	77.60%	46.60%	58.10%
第35回（2023年2月）	65.30%	30.30%	44.20%
第34回（2022年2月）	53.00%	16.20%	31.10%

- 本連盟が実施した令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業『国家資格取得支援調査「養成校調査」』によれば、回答校の2024（令和5）年3月の卒業生のうち、就職先が福祉・医療系（公務員除く）であった者が全体の5割強と最も多く、次いで民間企業（福祉・医療系除く）が2割台、公務員（福祉・医療系除く）1割と続きます。
- 福祉・医療系の職場には、社会福祉士資格保有者や、社会福祉士資格取得をめざす同僚も少なからずおり、受験について助言や助力を得られる可能性がある一方、その他の職場では周囲の理解・支援を得にくく、受験勉強の継続が困難な状況が推察されます。
- 右上表は、最近3年間の社会福祉士国家試験の合格率です。「既卒者」の合格率は「新卒」よりも低く、第34回では3倍以上、第35回では2倍以上の開きがあります。第36回国家試験では両者の合格率の差が縮まったものの、1.7倍の開きがあり、さらなる合格支援の取り組みが必要な状況にあります。

【参考】第36回社会福祉士国家試験結果 （2024（令和6）年2月実施）

新卒			既卒		
受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
14,837人	11,542人	77.6%	18,241人	8,508人	46.6%

I-2. 「既卒者」の受験に対する職場（社会福祉法人）の支援について

ポイント

- 多くの社会福祉法人が「既卒者」の受験・合格を推奨してくださっています
- 社会福祉法人の皆様には、「既卒者」の社会福祉士資格取得支援に対する一層のご理解と、ご支援の拡充をお願いしたいと考えています

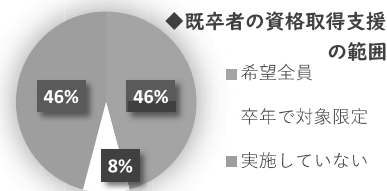
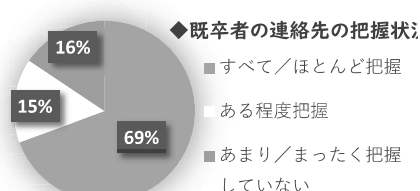
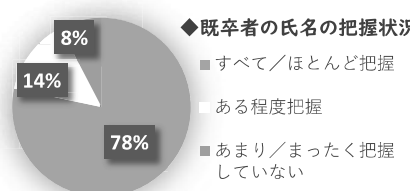
- 本連盟が社会福祉法人を対象に実施した調査では、回答法人（約1,000法人）の7割が、受験資格保有者の社会福祉士国家試験の受験・合格を「推奨している」または「少しは推奨している」と回答されました。
- 同調査では法人職員の資格取得支援策についても尋ねており、「国家試験当日や受験勉強期間の業務調整」を実施している法人は、全体の半数近くあり、最も多く取り組まれています。
- 「国家試験対策の費用補助」や「国家試験合格奨励金の支給」を実施している法人は、いずれも2割台前半でした。他方、社会福祉法人職員（「既卒者」）を対象とした調査では、これらの支援策を有効・必要とした回答は、全体の6～7割に上りました。

I-3. 「既卒者」を対象とした社会福祉士養成校の国家試験対策について

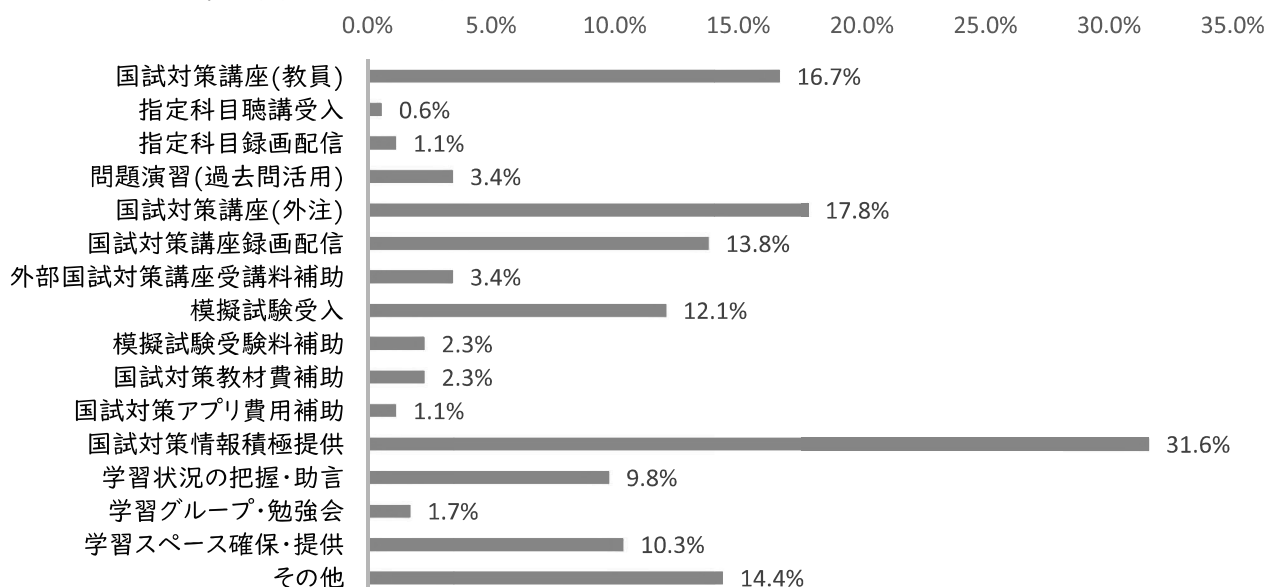
ポイント

- 養成校の多くの教員は、卒業生の国家試験合格を在校生の合格と同様に重要な課題として捉えています
- しかし、在校生に対する日常的な教育や国家試験対策等に忙殺され、教員が卒業生の合格支援に十分な時間を当てられない実情があります
- このような現状を踏まえつつ、「既卒者」とのつながりを維持し、そのニーズに即したさらなる支援策を講じることが求められていると考えています

- 本連盟が養成校を対象に実施した調査の結果、回答校（169校）のうち、2022年度に卒業した「既卒者」の氏名を「すべて」または「ほとんど」把握している養成校は78.3%、連絡先を「すべて」または「ほとんど」把握している養成校は66.5%でした。
- 「既卒者」に対する国家資格取得支援を「希望者全員に」または「対象を限定して」実施している養成校は52.8%、実施していないと回答した養成校は44.8%でした。
- 回答校（169校）における支援策の実施割合は以下のとおりです。「国試対策情報の積極的提供」が最も多く31.6%、続いて「外部業者と契約して国試対策講座を開講」が17.8%でした。
- 一方、「既卒者」のニーズとの親和性が高いと思われる取り組みの実施割合は、国試対策講座の録画のオンデマンド配信が13.8%、受験勉強の状況を把握・管理・助言が9.8%、学習グループの組成・運営支援が1.7%などとなっています。



◆既卒者対象の資格取得支援



Chapter II：「既卒者」の合格支援ガイドライン

II-1. 「既卒者」の属性と支援対象の考え方

- 「既卒者」と一口に言っても、年齢や学力、就業・不就業の別、福祉の仕事の経験の有無は様々ではありません。国家試験の受験経験についても、養成校を卒業した後の受験回数1回の者、養成課程を修了したものの在学中に受験しなかった者、毎年続けて受験している者、不受験の年が続いていた者等、様々です。これら属性や受験経験の違いにより、もっといえば個人により、受験勉強や受験のニーズは違います。たとえば、選択式の問題やマークシートでの解答に慣れているか否か、実際のケースに支援者の立場に関わった経験の有無など。
- 本ガイドラインは、こうした個別の支援ニーズがあることを念頭に置きつつも、

ポイント

1. 出題範囲の知識の習得が合格点を超えるレベルに達していないこと
2. 自力での受験勉強の継続・達成が困難であることをすべての「既卒者」の課題として仮定し、かつ、
3. 「既卒者」が出身校（社会福祉士養成校）や職場（社会福祉法人）による受験支援を積極的に望むこと

を前提に検討しました。

II-2. 社会福祉法人における「既卒者」の支援について

すでにご対応等いただいている社会福祉法人におかれてはその継続および充実を、その他の社会福祉法人におかれては今後の実施についてご検討いただけましたら幸いです。

ポイント

1. 社会福祉士資格取得（資格保有者配置）のメリット
2. 社会福祉法人で働く「既卒者」の合格支援
3. 給与面での評価（社会福祉士資格手当の支給）
4. 社会福祉士資格取得支援等の取り組み（事例）
5. 国家試験対策学習支援ツールのご紹介
6. 社会福祉士養成教育および国家試験の実施機関・団体等

「日本社会福祉士会
生涯研修センター」



「認定社会福祉士
認証・認定機構」



1. 社会福祉士資格取得（資格保有者配置）のメリット

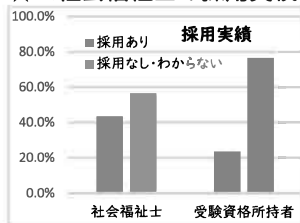
① 『社会福祉士は、様々な領域・場面で活躍できます！』

- ご承知のとおり、現在、社会福祉士を必置としている事業は、地域包括支援センターのみです。しかし、社会福祉士は、さまざまな事業の相談援助職の配置要件に、主要な資格として位置づけられています。
- これは、社会福祉士がソーシャルワーク専門職の養成教育を受け、資格を取得する過程で、福祉的な支援を必要とする人に気づき、知り、みまもり、ささえ、まもるための素養を身につけているためです。
- 近年、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」、「生活困窮者自立支援制度」、地域共生社会実現のための「重層的支援体制整備事業」、「災害福祉支援ネットワーク」の構築等、既存の福祉施策・サービスの対象になりにくい人や社会的課題に対し、多様なメンバーが協働して対応する事業・活動が増えています。
- これらの事業・活動では、社会福祉士がもつ、アセスメント、プランニング、ネットワーキング、コーディネーション、アドボカシー、ソーシャルアクションといった、ソーシャルワークの視点・技術が大きく役立ちます。
- 社会福祉実践の現場は、クライアント本人や家族を対象とするミクロレベルのソーシャルワークとともに、集団や組織、制度や社会を対象とするメゾレベル、マクロレベルのソーシャルワークが必要な状況にあり、一層高い専門性が求められる時代になっています。社会福祉士は、このような期待・養成に応えられる専門職です。

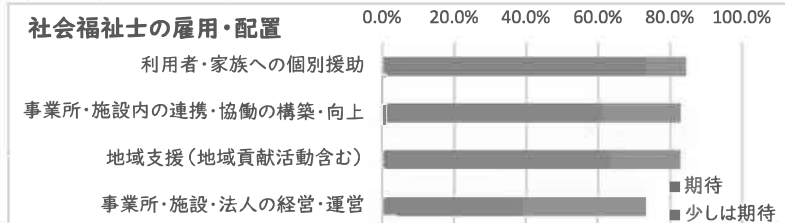
② 『社会福祉士には、様々な研修制度があります！』

- 社会福祉士の職能団体である公益社団法人日本社会福祉士会は、会員社会福祉士向けに生涯研修制度を設けています。同会に入会することで、継続的にソーシャルワーク専門職向けの研修機会が得られます。生涯研修のメニューには、スーパービジョンや事例研究、リスクマネジメント、組織・サービスマネジメント等、職場運営に役立つ知識・技術も含まれています。
- さらに、社会福祉士のさらなる能力開発とキャリアアップを支援し、その実践力を認定する仕組みとして、「認定社会福祉士制度」（民間認定制度）があります。同制度には、社会福祉士の実践力に応じて、「認定社会福祉士」と「認定上級社会福祉士」の2種類の認定制度があります。

☆＜社会福祉士の採用実績＞



☆＜社会福祉士の雇用・配置状況＞



2. 社会福祉法人で働く「既卒者」の合格支援

ポイント

- ① 国家試験に合格しないまま就職する学生が一定数います
- ② 「既卒者」の合格には職場の理解と支援が大変重要です！

- 「既卒者」のうち、とくに福祉・保健・医療関係の団体・機関・企業に就職した者は、働きながら受験勉強を続けて国家試験の合格をめざしますが、本ガイドラインⅠの「1. 「既卒者」の受験をめぐる状況について」で触れたとおり、仕事と受験勉強の両立に苦労しています。
- 「既卒者」の合格支援については、出身校（社会福祉士養成校）の教員による支援とともに、勤務先の職場の支援も大変重要です。全国の社会福祉法人におかれては、ぜひ「既卒者」の受験に対し、ご理解とご協力をお願いいたします。また、すでに取り組みを進められている法人におかれましては、引き続きのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

① 法人内の社会福祉士国家試験の受験予定者の把握について

- 「既卒者」の受験を応援していただくために、法人内での該当者（※）を把握いただくことについてぜひご検討をお願いします。

※ 次の（ア）または（イ）に該当する方です。

（ア）社会福祉士養成課程を修了し、国家試験を受験したが不合格であった方（お名前と出身校*）

（イ）社会福祉士養成課程を修了したが、国家試験を受験していない方（お名前と出身校*）

* 出身校：社会福祉士養成課程を修了した学校・養成機関

- 採用時に「既卒者」を把握している法人におかれては、就職後の国家試験の受験や合格の状況をご確認いただくことについてご検討ください。すでに取り組みされている場合は、ぜひご継続をお願いいたします。
- 社会福祉士養成課程を履修中で、直近の国家試験を受験する予定の方も「働きながら受験勉強をし、受験する」という点では「既卒者」と同じ状況にありますので、一緒に把握することについてご検討をお願いします。

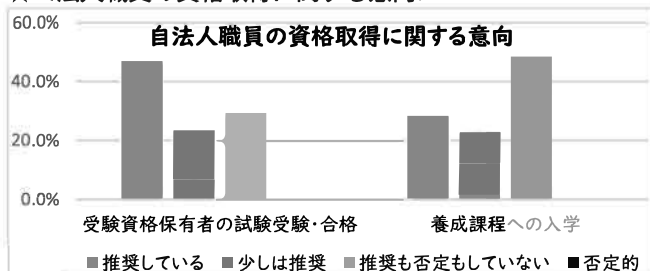
※ご参考：「既卒者」の出身校における国家試験対策の情報収集

- ・ 社会福祉士養成校では、在校生向けの国家試験対策の一部を「既卒者」も利用できる場合があります。
- ・ 職員面談等の際に出身校の「既卒者」向け国家試験対策の実施状況を聴き取り、利用を後押ししていただくと、「既卒者」のやる気が引き出され、その利用に前向きになることと思います。職員面談の話題の一つとして、出身校の国家試験対策の実施状況や、ご本人の受験勉強への活用状況を取り上げることについて、ご検討をお願いします。

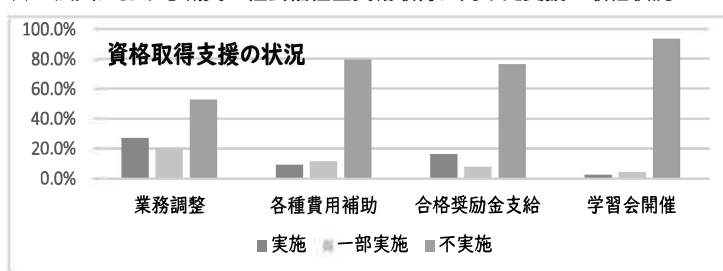
② 受験勉強、受験に対する業務上の配慮や支援について

- 法人内の「既卒者」である職員の方々が仕事と受験勉強を両立できるよう、また、積極的に受験勉強に取り組めるよう、ご配慮、ご支援いただくことについてぜひご検討をお願いします。

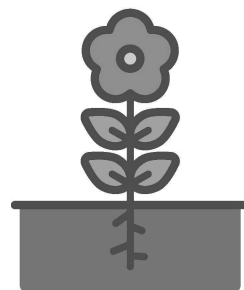
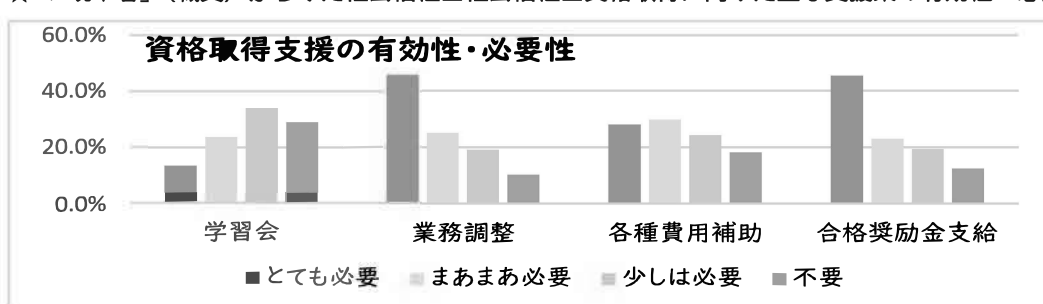
☆＜法人職員の資格取得に関する意向＞



☆＜法人における職員の社会福祉士資格取得に向けた支援の取組状況＞



★＜「既卒者」（職員）からみた社会福祉士社会福祉士資格取得に向けた主な支援策の有効性・必要性＞



II-3. 法人内の「既卒者」職員の国家試験受験勉強へのご配慮・ご支援を

【例1】社会福祉士国家試験の受験勉強のための休暇取得や業務シフトを調整する

- 出身校や職能団体等が参集形式で行う国家試験対策講座や模擬試験受験等に参加する場合、休暇の取得や業務シフト調整が必要となる場合があります。そのような申し出がありましたら、ぜひお認めいただく方向でご検討、ご調整をお願いいたします。

【例2】社会福祉士資格取得の法人の研修制度への位置づけ

- ご存知のとおり、社会福祉士養成教育では、ソーシャルワークに必要な幅広い知識・技術を学修します。その中には、本ガイドラインでご紹介しておりますように、社会福祉法人のサービスや職場・法人経営に役立てられるものも豊富に含まれており、これらを体系的に学ぶことができます。
- とくに相談援助業務に就く職員、多職種連携の調整業務を担当する職員、援助方法の指導や管理的業務を担当する職員の方々にはぜひ学修をお勧めしたい内容です。
- 貴法人の研修制度の点検・見直しを行われる際には、社会福祉士資格の取得を SDS（セルフ・ディベロップメント・システム／自己啓発援助制度）として研修制度のひとつに位置付けることをぜひご検討ください。そして、「既卒者」もその対象とすることについてご検討をお願いします。
- なお、ご承知のとおり、SDS は、職員のキャリアアップを職場（法人）がサポートする制度です。また、SDS は、それ単体で行うのではなく、OJT・OFF-JT と組み合わせで行うことが基本とされています。SDS を含む職場研修の参考資料として、全国社会福祉協議会『改訂 福祉の「職場研修」マニュアル ～福祉人材育成のための実践手引～』をご紹介します。

職場研修への SDS（セルフ・ディベロップメント・システム／自己啓発援助制度）の位置づけ（全社協：『改訂福祉の「職場研修」マニュアル』）



【例3】社会福祉士国家試験の参考書購入、模擬試験受験、対策講座受講等の費用補助

- 社会福祉士の資格取得は、基本的に個人の希望・意思に基づいて行われるため、必要な費用は資格取得希望者ご本人が負担することが前提ですが、もし、前記のとおり、社会福祉士資格取得を法人の研修制度に位置付けていただける場合は、資格取得に必要な費用の補助についてぜひご検討をお願いします。

【例4】社会福祉士国家試験合格時の報奨金支給

- とくに新卒の「既卒者」は、初めての職場で多くの新しい仕事を教えていただきながら、限られた余暇時間を受験勉強に当て、社会福祉資格を取得して職場で活かす日をめざしています。これまでに延べましたご配慮、ご支援は大きな励みとなりますが、合格報奨金（合格した場合の奨励金）というかたちで応援いただきますと「既卒者」はさらにがんばることができます。
- 「既卒者」は、働きながら受験勉強に取り組む過程を通じ、ソーシャルワーク専門職としての知識・技術にさらに磨きをかけ、資格を取得した暁には、社会福祉士として、社会福祉法人のお仕事を通じて社会に貢献していきます。奨励金というかたちで合格を支援していただくメリットは十分にあるとお考えいただける場合は、ぜひ貴法人の合格奨励金制度の創設についてご検討をお願いします。

【例5】法人内での学習会の開催

- 「既卒者」の多くは、ひとりで受験勉強をしている場合が多く、また、忙しい日常の中にあるため、ともすると受験や学習へのモチベーションが下がりがちです。通学・通信の別に関わらず、養成校在学中は、教員や他の学生との交流が学習意欲の喚起や維持の助けとなりますが、多くの場合、卒業するとそのつながりの密度は下がります。つまり、孤独な受験勉強が始まります。
- 法人内に同時期に社会福祉士国家試験の受験勉強に取り組む職員が複数いらっしゃる場合は、ご本人たちの希望に応じて、交流や相互の学習支援ができるよう、学習会等を開催・運営、または支援することについてご検討をお願いします。

【例6】貴法人の社会福祉士資格取得支援に関する方針や制度の職員の皆様への周知、利用勧奨

- 貴法人において、本項の【ご配慮、ご支援の例】や、次項の【給与面での評価（社会福祉士資格手当の支給）】の取り組み、その他、社会福祉士資格取得支援に関する取り組みを実施されている場合は、職員の皆様に定期的に周知いただき、利用をお勧めいただくことについてご検討をお願いします。
- 法人として社会福祉士資格取得を推奨されていることが広く職員の皆様に知られていまして、「既卒者」やこれから養成教育を希望する職員の皆様が、上司や同僚の方々に休暇取得や業務調整、資格取得支援制度の利用について相談しやすくなります。また、社会福祉士資格をお持ちの職員や、同時期に受験勉強に励む職員の方々への相談や情報交換などもしやすくなり、「既卒者」を含む働きながら資格取得をめざす職員の皆様の大きな助けになります。

社会福祉士の資格取得に取り組みやすい環境を作っていただき、法人として資格取得の価値をお伝えいただくことで、受験資格をもちながら国家試験の受験を見送っている方が受験について再考するなど、法人として社会福祉士資格の取得が望まれる方が前向きに資格取得を考えるきっかけにもなり得ると考えています。

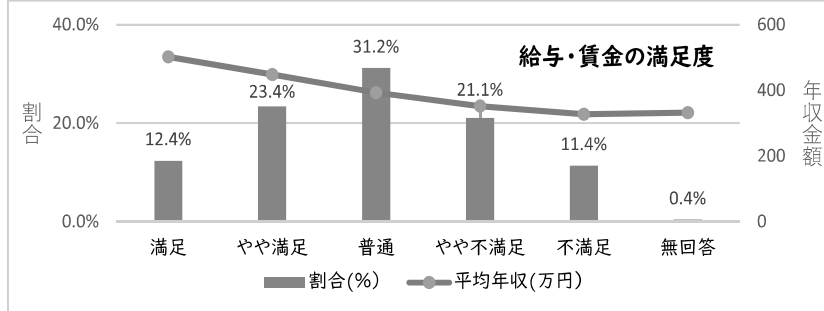
3. 給与面での評価

社会福祉士の資格手当の支給についてご検討をお願いします

- 法人の給与制度に社会福祉士資格手当を設けていただくことにより、社会福祉士として専門性を活かして働きたい職員の方々の資格取得意欲が一層高まります。社会福祉士取得を持つ職員の方々は、自らの専門性を報酬面で評価されていることが実感でき、職務への意欲の向上・維持につながります。
- このように職員の皆様の自己啓発意欲や専門職としての勤務意欲に好影響をもたらし、福祉サービスや職場・組織運営の質の向上につながります。また、そのような評価の得られる職場は、多くの社会福祉士にとってやりがいのある職場として魅力的に感じられ、将来に渡る人材確保に好影響をもたらします。
- 資格手当は、個々の法人がその経営判断により独自に実施する法定外福利厚生に当たり、軽々に提案すべきものではないものと承知していますが、資格取得支援の一環としてぜひご検討をお願いします。

参考：公益財団法人社会福祉振興・試験センター「令和2年度社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査」から

※ グラフは、上記調査結果Ⅱ-4-(3) 過去1年（令和元年）の年収 - 【給与や賃金の水準の満足度】表をもとに本連盟が作成



現在の仕事の「給与や賃金の水準」満足度をみると、「普通」の割合が31.2%と最も高く、「普通」と回答した人の平均年収は393万円であった。

別問の資格手当の有無をみると、「資格手当がある」割合は、37.4%（前回調査30.1%）であり、前回調査と比べて、約7ポイント高く、毎月の資格手当の平均額は10,827円（同10,797円）と30円増加となった。また、最も多く回答された資格手当の金額（額面）は10,000円であった。「資格手当がない」割合は、61.4%（同66.3%）であった。

Ⅱ-4. 既卒者への合格支援の取り組み事例

取り組み例：『資格取得支援制度で社会福祉士国家試験の合格を応援！』

社会福祉法人からし種の会 緑の牧場学園 様
<https://www.karashi-midori.jp/>

- 社会福祉士資格取得は、相談系の職員だけでなく、介護系の職員にも奨励しています
- 知的障害者の支援に求められる知識・スキルは、知的障害やその支援に関する専門的な知識・スキルだけではなく多岐に渡ります。社会福祉士資格を取得することにより、地域や行政・制度のことを広く学ぶことができ、学習の効果は広い視野に立った個別支援の実践（スキルアップ）にも役立ちます。
- また、資格取得のための学習過程を通じて、法人の中核的人材として成長することを期待しています。
- なお、福祉・保育系大学卒業生以外の職員の場合、入職後2～3年の勤務経験を経たから社会福祉士資格取得をめざします。自らの実践経験と学習内容を重ね合わせ、学習内容を日々の実践として具体化しています。
- 資格学習の中でそれまでに体得してきた様々な知識・スキル（点）の理論を知り、体系的に学ぶことで、それらが線としてつながり実践に生きようになります。そのような経験が重なることで、学習内容が実践の裏付けになっており、成長する職員の姿が見られます。
- 現場の実践には明快な答えがありません。思うことと現実とのギャップもあり、いろいろなことが起きます。実践の中で起こる問題には、多面から解決の道筋を考え、取り組むことのできる知識とスキルが必要となり、社会福祉士の資格学習は、そのために役立ちます。資格学習が問題解決の突破口になった職員もいました。

【資格取得支援制度の概要】

■ 試験日を勤務扱いとする。スクーリング時は勤務配慮を行う／■ 国家試験受験料を法人が負担する／■ 社会福祉士養成課程の受講費用の半額を法人が負担する／■ 監督職（在職9年目以上・主任・リーダー）の任命要件の一つに、介護福祉士、社会福祉士または精神保健福祉士資格の保有を位置づけている／■ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の1資格につき月額7,000円の資格手当

取り組み例：『法人職員が創り上げたキャリアパス制度と社会福祉士資格』

社会福祉法人しなのさわやか福祉会 様
<https://s-sawayaka.or.jp/>

- 本法人では2012年、複合型高齢者施設の各部門・職種に共通するキャリアパスの作成に向け、各部門の主任・中堅・新人職員総勢20名が結集。職員の役割段階に応じて求められる能力を検討・整理し、法人の実態に即したキャリアパスを職員が自ら作成しました。
- 法人の各拠点では、複合施設として複数の施設・事業を一体的に運営しています。複合施設全体を統括する施設長はもとより、各施設・事業所で中核的な役割を担う課長クラスの職員には、社会福祉に関する幅広い知識が求められます。そのため、キャリアパス制度では、施設長、課長の任命要件に社会福祉士資格保有を位置づけています。
- 法人・施設の相談業務には、社会福祉に関する幅広い知識が必要です。社会福祉資格を持つ職員の仕事ぶりからは、実際に知識を活かしてより広い視野に立って対応している様子が見てとれます。介護保険制度等、事業に関わる法制度の改正がある場合、相談員としてその知識を活かし、改正内容や実施事業への影響の確認、他の職員への説明を行う役割も担っています。
- 課長以上の任命要件の一つに社会福祉士資格を位置づけたことについて、法人・施設の職員は当たりまえのこととして自然に受け止めています。（若手の職員を中心に、キャリアアップに前向きな職場風土があります。）

【資格取得支援制度の概要】

■ 受験者本人の希望に応じ国家試験日等の業務調整を実施／■ 月額25,000円の資格手当／■ 施設長、課長の任命要件に社会福祉士資格保有を位置づけている

II-5. 国家試験対策学習支援ツールのご紹介

本連盟では、「既卒者」のみならずにご活用いただける各種学習支援ツールを販売または公開しています。

- ① 受験対策書籍（教科書や参考書）
- ② 全国統一模擬試験
- ③ 国家試験受験集中講座（VOD 講義動画の配信と「PointBook」の販売）
- ④ 社会福祉士・精神保健福祉士合格完全ガイド
- ⑤ 合格応援 SNS・YOUTUBE（ソーシャルワークちゃんねる）



詳しくは本連盟のウェブサイトをご覧ください。また、「既卒者」をはじめ、今後、社会福祉士資格の取得をめざす職員の皆様にぜひご案内ください。

www.jaswe.jp



II-6. 社会福祉士養成校における「既卒者」の支援について

すでに実施している養成校におかれてはその継続および充実を、未実施の養成校におかれては今後の実施についてご検討いただけましたら幸いです。

ポイント

1. 「既卒者」の氏名・連絡先の把握、国家試験の受験・不受験、可否の確認
2. 国家試験対策に関する情報の発信・提供、受験や受験勉強に関する質問・相談への対応
3. 在校生向け国家試験対策の「既卒者」への対象拡大
4. 働きながら受験勉強をする生活に合った国家試験対策の実施
5. 「既卒者」支援に関する他の養成校との協力
6. 卒業生の就職先や実習先等、関係先社会福祉法人等に勤務する資格取得希望者への支援

1. 「既卒者」の氏名・連絡先の把握、国家試験の受験・不受験、可否の確認

- 社会福祉士養成課程を修了し、卒業時に社会福祉士国家試験に不合格であった者（短期大学卒業生を含む）の氏名・連絡先、卒業後の国家試験の受験・不受験の状況および可否の確認をお願いします。
- ソーシャルワーカーの仕事に就かなかった「既卒者」も氏名・連絡先等の把握の対象としてください。

2. 国家試験対策に関する情報の発信・提供、受験や受験勉強に関する質問・相談への対応

- 在校生と同等の情報を「既卒者」にも提供することについてご検討ください（卒業生が利用できないサービス等の情報を除く）。
- 「既卒者」からの質問・相談に対応することについてご検討ください。
- ソーシャルワーカーの仕事に就かなかった「既卒者」や、他の学部・学科等の卒業生からの受験相談に応じるについてご検討ください。
- 試験日までの学習計画の立案と学習の進め方に関する助言、情報提供についてご検討ください。

3. 在校生向け国家試験対策の「既卒者」への対象拡大

- 現在、各校が行っている国家試験対策の対象を「既卒者」に拡大することについてご検討ください。対象拡大が可能なものは、順次実施してください。
- 「既卒者」に費用の負担を求める場合、在校生が負担する費用と同程度、もしくはできるだけ安価に設定されるようご検討ください。

取組み例：『在校生向けの「国家試験対策講座」を「既卒者」も利用できるように』

長崎国際大学
<https://www1.niu.ac.jp/>

【経緯】

- 2009 年の社会福祉士養成カリキュラム改正後、卒業生の合格支援を目的に国家試験対策講座の対象を拡大。
- 卒業生からの「受験資格を得たときカリキュラムが変わり勉強に困っている」という声がきっかけ。卒業生の合格率の向上のための対策も兼ねています。

【取り組みの概要】

- 在学生に加え、本学卒業生と近隣の施設・機関で働く職員の方々を受講対象としています。
- 大学の聴講制度を利用して「社会福祉総合演習（福祉共通）」（90 分）「同（福祉専門）」を聴講し、このほか、授業外で実施する対策講座等にご参加希望の場合は、別途学科教員が対応しています。
- 授業は前期 16 回、後期 16 回。
- 聴講費用は、登録料 5,000 円と聴講料 10,000 円（2023 年度）。なお、一定の要件を充たす聴講生（実習施設指導員等）は、聴講料が免除される場合があります。

4. 働きながら受験勉強をする生活に合った国家試験対策の実施

- 「既卒者」の多くは仕事をもっており、平日の日中や夕方の参集形式やライブ配信による国試対策講座や模擬試験への参加は困難です。同様に、教員の在校時間に相談や質問のための連絡をすることも難しい場合が多いと思われます。そのため、働きながら受験勉強をする生活に合った国家試験対策の実施についてご検討ください。
- 国試対策講座や授業について：録画のオンデマンド配信の実施をご検討ください。I の3でご紹介しましたとおり、すでに実施されている養成校もあります。在校生の復習ツールとして有用と思われます。
- 相談・質問の受付・対応について：SNS を活用するなど「既卒者」が相談・質問の連絡をしやすく、教員が分担・協力して対応しやすい方法をご検討ください。
- すでに多くの養成校が実践されていることと思いますが、たとえば「LINE」で専用のアカウントを作り、「既卒者」の「グループ」を使って教員から情報を発信したり、相談・質問を受け付けたりすることができます。本ガイドライン作成時点での「グループトーク」の参加人数の上限は500名です。「グループ」の作り方は、以下のURLから開くウェブサイトに掲載されています。

< LINE グループの作り方 > <https://guide.line.me/ja/friends-and-groups/create-groups.html>



「LINE」に限らず、学校独自の学生ポータルシステムや、他のSNS等、各校で在校生との連絡用に使用しているシステムがありましたら、「既卒者」との連絡への利用拡大についてご検討ください。

本連盟の国家試験合格 学習支援ツールのご紹介

■ 合格完全ガイド

本連盟では、2023年度、「既卒者」の受験応援を目的に「社会福祉士・精神保健福祉士合格完全ガイド」(パンフレット)を作成しました。本ガイドには、各種試験対策ツールの概要と活用方法、受験・合格に向けた1年間の流れなど、受験準備に役立つ情報をまとめて掲載しています。新年度版の製作時期を決定し次第、頒布方法等について会員校にお知らせします。「既卒者」の支援にぜひご活用ください。

■ 国家試験受験対策集中講座

毎年製作・販売している「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策集中講座」は、2023年度版から講義動画をVOD(ビデオ・オン・デマンド)方式で配信し、視聴いただくようにしました。忙しい「既卒者」がスキマ時間を使って学習するのに適した教材です。販売時期・価格は、毎年5月頃にご案内しています。

■ 全国統一模擬試験

毎年実施している「全国統一模擬試験」の「個人宅受験」は、試験実施期間内であれば模試受験者自身が決めた日時・場所で受験(解答)することができます。申込みは、出身校(本連盟会員校に限ります)経由でも、受験希望者から直接でも行うことができます。本連盟会員校に対し、毎年5月頃にその年の実施時期と受験料を文書でお知らせしますので、「既卒者」にぜひご案内ください。

本連盟が提供する教材等の学習支援ツールの活用方法が分からない方には、簡単な使用ガイド(PDF)を提供することができます。使用ガイドは、「既卒者」の多くが本格的に受験勉強に取り組む9月からの使用方法をまとめたものです。

5. 「既卒者」支援に関する他の養成校との協力

- 養成校の教員は、研究、教育、その他の学務により多忙であり、学校によっては国試対策に当たれる教員数が限られ、「既卒者」への支援が現実的に困難な場合もあります。たとえば、同じブロック内、あるいは同じ県内の養成校間での「既卒者」支援のノウハウの共有や、相談・質問対応の分担・協力等、他の養成校との協力の可能性についてご検討ください。

6. 卒業生の就職先や実習先等、関係先社会福祉法人等に勤務する資格取得希望者への支援

- 卒業生の就職先や在校生の実習先、近隣の社会福祉施設には、自校の卒業生の他にも働きながら社会福祉士資格の取得をめざす方がいらっしゃいます。
- 地域のソーシャルワーク人材の育成・拡充の観点からは、自校の卒業生であるか否かに関わらず、資格取得を希望する方々からの質問・相談への対応や、自校の国試対策の対象として支援することも社会福祉士養成校に期待される役割のひとつです。「既卒者」支援の延長線上の課題としてぜひご検討ください。

☆参考：法人として職員の社会福祉士資格取得支援を行う場合に社会福祉士養成校に期待・希望すること

令和5年度厚生労働省社会福祉推進事業『国家資格取得支援調査「社会福祉法人調査」』(有効回答数：997)より

- 養成校で開催している講座・学習会への職員の参加(対面・オンライン含む)(43.6%)
- 養成校教員の派遣による法人内での講座・学習会の開催(対面・オンライン含む)(15.8%)
- 卒業校の教員(ゼミ教員等)による職員個人への合格に向けたコーチング(個別指導)(8.8%)
- 養成校のもつ学習環境(図書館等)の職員の利用(11.8%)

II-7. 本連盟（ソ教連）の取り組み

ポイント

1. 「既卒者」支援に関する事例の収集と共有
2. 教材、模擬試験等、国家試験対策ツールの更新・開発と普及
3. 社会福祉士資格取得希望者の拡大に向けた広報

1. 「既卒者」支援に関する事例の収集と共有

各社会福祉士養成校による「既卒者」の合格支援の方法・内容、複数の養成校による共同の「既卒者」支援、「既卒者」支援に関する養成校と社会福祉法人の連携・協力等、社会福祉士養成校ならびに社会福祉法人の「既卒者」支援に関する実践例を本連盟会員校である社会福祉士養成校の協力のもと収集し、発信します。

2. 教材、模擬試験等、国家試験対策ツールの更新・開発と普及

全国統一模擬試験、国家試験集中講座（講義動画・PointBook）、合格完全ガイド、合格応援 SNS、過去問解説集や模擬問題集等、本連盟の国家試験対策ツールを適宜更新し、本連盟会員校の協力のもと、広く「既卒者」に届けられるよう広報・宣伝活動を行います。また、必要に応じて、「既卒者」の合格支援のためのツールを検討、作成し、普及を図ります。

3. 社会福祉士資格取得希望者の拡大に向けた広報

- 国家試験合格をめざす「既卒者」の支援に加え、受験資格を持ちながら何らかの理由で受験を止めた方に向け、もう一度受験をめざすきっかけとなるような広報を、とくに出題基準が変わる第 37 回国家試験に合わせて実施します。
- また、これまで社会福祉士をめざしたことはないが、ソーシャルワークの仕事や社会福祉士資格の取得に関心があるという方々（主に社会人）に対し、社会福祉士養成教育課程の受講や資格取得を後押しするような広報のあり方を検討し、実施します。

Chapter III：社会福祉士養成課程新カリキュラムに基づく試験問題への対応

III-1. 社会福祉士の養成教育、社会福祉士国家試験をめぐる最近の動き

- 2020（令和 2）年 3 月に社会福祉士養成教育に関する関係法令や通知等が改正され、令和 3 年度から順次新たなカリキュラムによる社会福祉士養成が始まり、令和 7 年 2 月に実施予定の第 37 回社会福祉士国家試験から、新たなカリキュラムに沿った試験科目による出題内容に切り替えられる予定となっています。

【参考】 4 年制の福祉系大学の場合、2021（令和 3 年）度の入学者から新たな教育内容となり、2024（令和 6）年度卒業見込で第 37 回国家試験を受験。1 年制の養成施設の場合、2024（令和 6）年度の入学者から新たな教育内容となり、2024（令和 6）年度卒業見込で第 37 回国家試験を受験することとなります。

III-2. 新たな社会福祉士養成教育カリキュラムに対応した国家試験の出題内容、出題形式の見直し

- 厚生労働省「社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会」（以下、「在り方検討会」）は、同検討会報告書『社会福祉士国家試験の今後の在り方について ～「地域共生社会」の実現を推進するソーシャルワーク専門職の拡充に向けて ～（令和 4 年 1 月 17 日）』において、社会福祉士国家試験の出題内容、出題形式について以下の提言を行いました。

【出題内容、出題形式について】

〔提言〕

- 福祉系大学等において履修した基本的な知識を問う問題が適切に出題されるよう、出題内容を十分に検討することが望ましい。
- 新たな福祉ニーズに対応できる実践能力が備わっていることを確認・評価できるよう、タクソノミー分類を踏まえた問題作成を行い、理解力・解釈力・判断力を問うことができる事例問題による出題を充実させることが望ましい。
- 五肢択一または五肢択二を原則とする出題形式は、今後も継続すること。なお、国家試験として妥当性を確保するために必要な場合には、出題形式の見直しを検討することが望ましい。
- ソーシャルワーク専門職として必要となる基本的な問題や重要な問題については、出題内容や選択肢の見直しを適切に行い、繰り返し出題する仕組みを導入することが望ましい。

- なお、同報告には、出題内容、出題形式について、「社会福祉士の資格取得を目指してきた新卒の受験者の合格率が、他の資格試験と比較して低すぎるのではないかと（略）。出題内容と履修内容にミスマッチがあるのであれば、その解消が必要である」との認識が示されています。
- 以上のとおり、国家試験出題内容等見直しの主要な論点は、2つです。
 - ・ 社会福祉士養成課程で履修した基本的な知識を問う問題が適切に出題されるようにし、出題内容と履修内容のミスマッチ（があれば、それ）を解消すること
 - ・ 新たな福祉ニーズに対応できる実践能力が備わっていることを確認・評価できるよう、理解力・解釈力・判断力を問うことができる事例問題による出題を充実させること
- また、上記検討会報告では、国家試験の総出題数や試験時間について、次のとおり提言が行われています。
 - ・ カリキュラムの見直しの趣旨を踏まえ事例問題を増問すること、及び、試験科目のカリキュラム時間数の合計が780時間から720時間に見直されたことを踏まえ、総出題数を減問することが望ましい。
 - ・ 現行の試験日程は、今後も継続することが望ましい。
 - ・ 事例問題による出題を充実させる場合には、解答に必要なとされる時間を考慮した上で、適正な試験時間を確保することが望ましい。
- ※ 同報告には、試験時間について「事例問題による出題を充実する場合には、これまでよりも解答に必要な時間がかかるので、適正な試験時間を確保すべきである」との認識が示されています。
 - ・ 障害を有する受験者等に対する配慮（試験時間の延長等）は今後も継続することとし、配慮が必要な受験者の実態を踏まえつつ、試験日程等に大きな影響が生じない範囲で、配慮の充実に努めること。
- これらの提言に基づき検討、公表された「令和6年度（第37回試験）から適用する社会福祉士試験科目別出題基準（予定版）」の「参考資料」として、令和6年度（第37回試験）に関連する予定事項（出題形式等、出題数等、合格基準（いずれも予定））が示されています。
- 上記「参考資料」によると、出題数は129問（第36回試験までは150問）。配点（1問1点）には変更がありません。「合格基準」の2つの条件のうち、得点の条件には変更がありません。いわゆるゼロ点科目に関係する科目「群」の設定（科目のくくり方）が「19科目を18群」から「19科目を6群」に変更される予定です。

令和6年度（第37回試験）から適用する社会福祉士試験科目別出題基準（予定版）「参考資料」（抜粋）

3. 合格基準（予定）

次の2つの条件を満たした者を合格者とする。

- (1) 問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者。
- (2) (1) を満たした者のうち、以下の6科目群（中略）すべてにおいて得点があった者。

- ※ 科目群のまとめ方は、以下の出題基準（予定版）の最終ページ「参考資料」をご覧ください
 「令和6年度（第37回試験）から適用する社会福祉士試験科目別出題基準（予定版）」
https://www.sssc.or.jp/shakai/kijun/pdf/pdf_kijun_s_no37_yotei.pdf

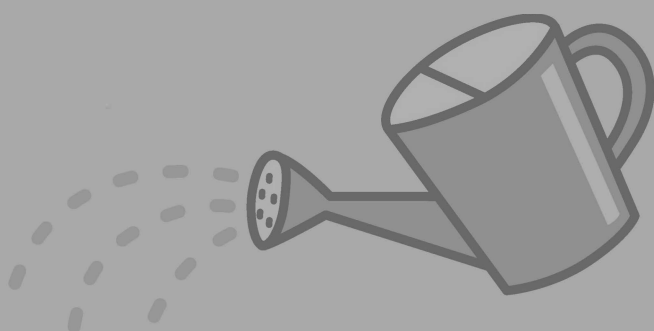


Ⅲ-3. 「既卒者」（改訂前カリキュラム修了者）への支援

- 第36回試験の出題基準と新カリキュラムに対応した第37回試験の出題基準の比較表の提供
 （または第36回試験の出題基準と新カリキュラムの「想定される教育内容の例示」との比較）
- ※ 改編・統合された改訂前カリキュラムの科目（教育内容）の取り扱いを説明する
- 2024（令和6）年度第37回試験向け国家試験対策ツールの提供
 - ・ 「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験集中講座（講義動画・PointBook）」の製作・発行
 （科目ごとにカリキュラム改訂により追加された主な点を提示）
 - ・ 「全国統一模擬試験」の実施
 （新カリキュラムおよび在り方検討会報告の提言を踏まえた模擬試験問題の作成）
 - ・ 「社会福祉士・精神保健福祉士合格完全ガイド」
 （改定前カリキュラム履修者の試験準備に関する考え方や留意事項の提示）

社会福祉士養成教育および国家試験の実施機関・団体等

- 社会福祉士養成校一覧（本連盟会員校） <http://socialworker.jp/group/>
 - ・ 本連盟の会員校である社会福祉士養成校のウェブサイトの一覧です。
 - ・ 大学、短大、一般養成施設、短期養成施設があります。
- 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター <https://www.sssc.or.jp/>
 - ・ 社会福祉士国家試験の実施機関です。ページの左上のほうにある「社会福祉士国家試験」をクリックすると、資格制度や試験に関する情報が掲載されています。
 - ・ 受験資格を得る方法（資格ルート図）など、資格の取得方法の概要を知ることができます。
- 公益社団法人 日本社会福祉士会 <https://www.jacsw.or.jp/>
 - ・ 社会福祉士の職能団体です。
 - ・ 社会福祉士の生涯研修、認定社会福祉士制度、社会福祉士会が行う国家試験対策講座、都道府県社会福祉士会の連絡先などが掲載されています。



日本ソーシャルワーク教育学校連盟
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION